



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

94.4.10 No. 3992

「組合差別するのから」 JR東当局の奉賛帳撤去を弾劾する

当局、義援金の 要請帳を撤去!

三月二六日、新小岩支部組合員であった山村勝君が病で急逝されたから、一月あまりが経った。後には、京子夫人と年老いたご両親、そして四歳と二歳に二人の子供たちが残された。現在、各支部では、残されたご遺族を援助するための「遺族援助資金のお願い」が中野委員長と新小岩支部柴崎支部長を発起人として回されている。

ところが、千葉運転区をはじめ、JR千葉支社管内のいくつかの職場では、何と、詰所に掲げられた「奉賛帳」が、当局の手によって一方的に撤去されている。職場のなかで、遺族への義援金を募ることは認めないというのだ。何ということか!

四月二〇日、動労千葉は、千葉支社に対し、「『遺族援助資金のお願い』を撤去した根拠を明らかにするとともに、直ちにこのような非人道的な行為を中止すること」を申し入れた。団体交渉は二七日に行なわれたが、その回答は、ただただ語るべき言葉を失うような内容のものであった。

「組合活動の要素があるから認
ない!」

千葉支社は、「会社の許可を得ていない行為であると判断し

て施設管理権に基づいて撤去した」「会社施設内での組合活動の要素があるから許可しない」「他会社の社員(一)の遺族援助資金は、他会社から正式な要請がなければ認めない」「職場は集団を組んで動いている以上秩序が必要であり、これを認めると秩序が乱れる」等々というのだ。

いちいち反論する気にもなれない。開いた口が塞がらないという他言いがない。要するに、動労千葉の組合員に関係するもの、少しでも動労千葉の匂いがするものは、それが遺族義援金のお願いであろうと何であろうと、絶対に認めないというだけのことだ。

JR東労の場合 は会社と組合の 連名。しかし:

実際、JR東労組の組合員が死亡したときは、いつも、当局と東労組の連名で義援金の協力要請を各職場に回しているのだ。しかし、動労千葉組合員が死亡したときは、連名どころか、どんな形ですら、職場で義援金を集めることは認めないというのである。団交のなかでも、例えその発起人が組合の委員長や支部長でなく、有志であろうとも「職場の秩序が乱れる」「認めない」と言い放った。死者にまで鞭打って差別しようと言うのだ。

そもそも、義援金のお願いの冊を詰所に置くと、一体「職場の秩序」がどう乱れると言うのか!この点を団交で質すと、「……、列車が止まるとか、そういうことはないかも知れないが、ひとつ認めると今度は親戚が死んだとか、知人が死んだとか歯止めがなくなる」というのだ。団交の席上、こんな荒唐無稽なことを、回答と称して真面目な顔をして平然と主張するのである。

これが「円満な 常識ある人間尊 重企業」か!

当局は、ことある毎に、JRは「円満な常識」ある「人間尊重企業」だと主張するが、平然と前記のような回答をするということは、動労千葉の組合や家族は、人間とも思っていないければ、「円満な常識」をもって対応する対象とも思っていないということなのだろう。ずいぶん品性落つる「円満な常識」「人間尊重企業」もあったものだ。かつて、戦時下の言論統制のなかで、日本の天皇制権力は、「社会主義」を徹底して嫌悪するあまり、「昆虫の社会」という本まで発刊禁止にしてしまったという笑うに笑えない話があるが、今、JRの職場のなかで行なわれていることは、これと全く同じことである。



5.19 清算事業
田公判

★東京高裁
11時半
千葉10時20分快

5.22 三里塚
千葉集会
正午より
千葉市
みなと公園

5.28 才32回
定期委
13時から
千葉市民
会館